

議案第 67 号 青森市海岸占用料等徴収条例の制定について

1 制定理由

海岸法第 5 条第 3 項の規定により、海岸保全区域と漁港区域が重複する部分については、当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うこととされている。久栗坂漁港の管理者が令和 7 年 4 月 1 日をもって青森県から青森市に変更となることに伴い、久栗坂漁港区域と重複する海岸保全区域についても市が管理者となることから、海岸法に基づく海岸占用料の徴収等について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

2 本市が管理者となる海岸保全区域 【資料 4】

3 制定概要

久栗坂漁港の管理が市に移管した後においても、海岸保全区域における占用料等の徴収業務が従前と同様に行われるよう規程を整備する。

（1）占用料等の額等

占用料及び土石採取料の額、納入方法に関する事項を規定するもの。

（2）占用料等の減免

占用料及び土石採取料の減免に関する事項を定めるもの。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日